

令和5年度第13回佐倉市指定管理者審査委員会会議記録

日時	令和5年10月5日（木）午前10時00分～午前11時00分	
場所	佐倉市役所議会棟2階第4委員会室	
出席委員	八木直人（委員長）、櫻田孝（副委員長）、室谷利子委員、菅原優輔委員、吉光孝一委員 ※八木委員長、菅原委員はZoomで出席	
施設所管課	高齢者福祉課	滋野課長、浅田主任主事
事務局	資産経営課	谷田部課長、橋本副主幹、山下主査補、金田主任主事
議題	（1）老人憩の家（うすい荘・千代田荘・志津荘） 委員協議 [非公開]	

※八木委員長からZoom参加で途中退席をするため、退席以降の議事進行を櫻田副委員長に変更する提案があり、各委員全員賛成により承認された。

1 老人憩の家（うすい荘・千代田荘・志津荘） 委員協議

審査書類における疑問点を中心に委員会から質問し、施設所管課から回答を得た。

主な意見

（○：委員質疑 ◎：委員所感 →：施設所管課・事務局回答）

○9月20日に実施した書類審査会議において、老人憩の家うすい荘の料金の減免と平等性について、当委員会から資料の提出を求めている。この件について施設所管課より説明を伺いたい。

→申請書類の中の「団体の強み、アピールポイント」について、「町会会館、町会活動の拠点」というような記述から施設の目的について、理解をしているのかという意見があった。こちらについては、地域住民からなる指定管理者が地域福祉の意識を強く持ち、老人憩の家を地域の社会福祉を増進していくための拠点として、広くPRしていきたいという気持ちを、こういった表現で表したのではないかと認識している。

次に、利用料金の減免について、「臼井三町会合同行事の利用料金は免除」

という記述があり、公平性が確保されないのではないかという指摘について確認した。利用料金が免除となるのは、町会の合同行事に関する利用についてのみ免除するものであり、地域が共同で行う行事の料金を免除することで、老人憩の家の目的である高齢者の健康増進や地域の社会福祉の増進、地域コミュニティの醸成に繋がるものと認められるため、市としても減免を承認した。減免は合同行事のみであり、それぞれ各町会が単独で利用する場合は、減免としていないことから、公平性は確保されているものと認識をしている。

本施設は、地域コミュニティの醸成の場、地域における高齢者の生きがいや介護予防のための集いの場、そして高齢者の健康増進や地域の社会福祉の増進の場として、地域住民による団体に継続して指定管理をお願いした。これまでもその趣旨をご理解いただき、施設運営、地域全体の福祉の推進に資する活動を進めていただいていることから、施設所管課としては、平等性、公平性もご認識いただいているものと考えている。

○臼井三町会合同行事について、それ以外の町会が合同行事を実施した場合には、地域の活性化ということで、免除となるのか。また、他の2つの老人憩の家、例えば志津荘において、同じような志津地域の合同行事があった場合は、免除となるのか。

→三町会以外の町会の合同行事があった場合の免除について、今まで三町会以外の合同行事が無かったため、その部分は想定していなかった。もし今後そのようなお話があった場合は、老人憩の家の条例を踏まえて減免について協議し、決定していきたいと考えている。また、その合同行事が地域の福祉の増進に繋がるものであれば、同じように、減免すべきものと施設所管課としては考えている。

◎うすい荘だけが、突出してご自身たちだけの町内会館になっていると思われるまいやう気を付けて欲しい。

○社会福祉協議会と地区社協という組織があるが、直接、社会福祉協議会が指定管理を請け負っていないのはなぜか。

→市の社会福祉協議会は、市全体を対象区域として活動している。今回の施設については、地域コミュニティの醸成の場としていりる中で、地域の方々による構成団体により継続的に運営していただく方がより効果が期待できるため。

○他の三町会以外の合同行事が今後あった場合には、指定管理者と協議し、所

管課としては、減免すべきと考えているということによいか。

→三町会以外の合同行事で、施設の趣旨である、地域福祉の増進に資するような合同行事ということであれば、同様に減免すべきと考えている。

○事業計画書にある規定については、協議できる事項なのか。

→条例や施行規則に基づいて、協議、承認をしていきたいと考えている。

○指定管理者側が承認を望まなければ、市はそもそも承認ができないということになるのではないか。事業計画書に書いてあるのは、指定管理者自身の行事については免除することを承認するということだと思うが、それ以外のことについて計画書には書いていない。書いていないことを承認することは、そもそも可能なのか。

→これまで長く指定管理を地域団体をお願いをしてきたが、そういった利用の話がなかったため、想定していなかった。来年度からの指定管理の利用料の免除の承認にあたって、事前にそういった点も含めて、協議をしっかりと進めていきたいと考えている。

○協議というのは指定管理者との契約の協議ということで良いか。

→良い。

○減免の範囲を事業計画書に書いてある範囲よりも広げることは、委託料にも関わってくるため、協議として認められるものは、かなり限定的になるのではないか。

→他町会から合同行事について、話があった際に、すべて減免ということではなく、あくまで施設の趣旨に合うものということで考えている。ただし、十分留意しながら、慎重に協議を進めていきたい。

○申請書に「町内会から運営委員を選任することにより、町会活動の拠点として、考えています」、「指定管理者として近隣の住民との運命共同体という精神に基づき」という言葉がある。公の施設で市が設置している施設になるため、町会活動の拠点にされているのではないかという点が払拭しきれないが、どのように考えているのか。

→本施設は、地域コミュニティ醸成の場、施設の趣旨である高齢者の生きがい、介護予防活動等の地域福祉の増進のための施設のため、地域住民から構成される団体に指定管理をお願いしている。そういった中で地域の社会福祉を推進、増進していくための拠点としての気持ちが、このような表現になっているだけだと捉えている。地域の自分たちだけということでは

はなく、広く施設の趣旨を踏まえて、地域全体の社会福祉の増進ができると考えている。

○他の老人憩の家の場合でも、臼井・千代田包括支援センターと同様な利用がされていた場合は、減免になっているのか。それとも申請がなく、減免されていないため、認識していないということなのか。

→包括支援センターのお話ということでお答えする。臼井・千代田地区包括支援センターは、臼井・千代田地区で1圏域として活動している。その中で特に臼井地区での活動の時は、うすい荘を利用している。千代田地区の時には、別の施設を包括支援センターが使っているため、千代田荘の利用はなかったと記憶している。また、志津荘の部分についても志津南部地区の包括支援センターがあるが、志津荘の利用ではなく別の場所を公共施設として利用しているので特に減免等はないと記憶している。千代田荘、志津荘については、例えばそれぞれの地区社会福祉協議会や市の社会福祉協議会の活動等は、利用の免除をしている。

○公共性のあるものを免除するということではなくて、包括支援センターの取り組みで、高齢者の健康増進に資するよう全地区に同じようにサービスの提供を実施するので減免というように、平等性をその都度確認し、利用の内容で区切った方がわかりやすいと思われる。

→例えば志津南部包括支援センターが、志津荘以外の市の施設を利用するような場合については、指定管理とは別の減免の手続きをとっている。

○次期の指定管理において公募を実施する気はあるか。

→次期について指定管理を継続する場合は、ご意見、ご指摘の部分については慎重に検討していきたい。

◎所管課として、原則公募にすべきということだと受け止めた。

◎地域に密着していて、地元の人が利用しやすい環境を作っており、今までと同様の効果が期待できる。

◎利用者との良好な関係を維持し、施設運営に努めている。

◎地域に根差した、運営が期待できる。

◎千代田荘、志津荘は、利用者数の向上に資する提案があり、積極的に実施す

る意欲があると感じた。

◎3施設とも、高齢者を中心とした利用者の評価は高いことから、地域社会における福祉の増進に寄与している施設だと感じるが、利用世代が限られていることから、利用者数の伸びに関して、抜本的な対策が必要だと思われる。

◎うすい荘は、和室のフローリング化、ホームページの開設などを検討している点が良かった。

◎志津荘は無料の休憩所の提供をするという点が良かった。

【副委員長】

当委員会で指定管理候補者として適当と認められる団体として、佐倉市老人憩の家うすい荘は臼井三町会、千代田荘は千代田地区社会福祉協議会、志津荘は志津南地区社会福祉協議会を推薦することとする。

以上